

かんがい排水事業 べつかいなんぶ 別海南部地区

事業の概要

本事業は、北海道野付郡別海町の農地13,344haを対象に、営農形態の変化による肥培かんがい用水の不足と、農地の湛水、過湿被害を解消するため、通水断面不足及び老朽化が生じている用水路118条L=117.8km及び排水路29条L=34.9kmを整備するものである。

事業の目的・必要性

本地区の用排水施設は、根室区域農用地開発公団事業（昭和49～58年）により整備されたが、用水施設においては、営農形態の変化により肥培かんがい用水の不足が生じている。また、地区内の排水施設は老朽化による排水断面の不足から降雨時には湛水被害が発生し、地区内の河川においても排水断面が不足しているため降雨時には湛水、過湿被害が生じている。

更に、降雨時には農用地等から発生する土砂及び肥料成分等の負荷物質の流出により、河川、湖の水質悪化が懸念されている状況にある。

このため、本事業で家畜ふん尿を効率的に農地に還元するための肥培かんがい施設や水質浄化機能等多面的な機能を有する排水施設を整備することにより、用水不足及び農地の湛水、過湿被害を解消し土地生産性の向上を図り、農業経営の安定及び地域農業の振興と併せて、環境保全型農業の推進に資することを目的とする。

事業の効率性

効 用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	7 1 7 百万円
・営農経費等の節減	6 9 3 百万円
・施設の維持管理費の増減	△ 5 1 百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	1 0 9 百万円
・用水施設の補償工事による公共施設の機能の維持等	4 5 百万円
・施設整備による環境負荷の軽減	5 4 3 百万円

計

2, 0 5 6 百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費	①	2 4, 7 2 9 百万円	
効 用	②	2, 0 5 6 百万円	
廃用損失額	③	2 0 0 百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	3 7 年	当該事業の耐用年数
還元率×（1＋建設利息率）	⑤	0. 0 5 5 3	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥＝②／⑤－③	3 6, 9 8 7 百万円	
費用便益比	⑦＝⑥／①	1. 4 9	

注1）総便益、総事業費には、関連事業を含む。

注2）百万円単位で四捨五入しているため、効用及び総便益は、算定結果と合わない場合がある。

注3）数値は土地改良法に基づく法手続きを経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業では、水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設を整備することにより、農業経営の安定が図られ、年間10a当たり約5千円相当の農作物生産量の増加、年間10a当たり約5千円相当の営農経費の節減が図られるとともに、年間543百万円相当の環境負荷の軽減などが図られる。

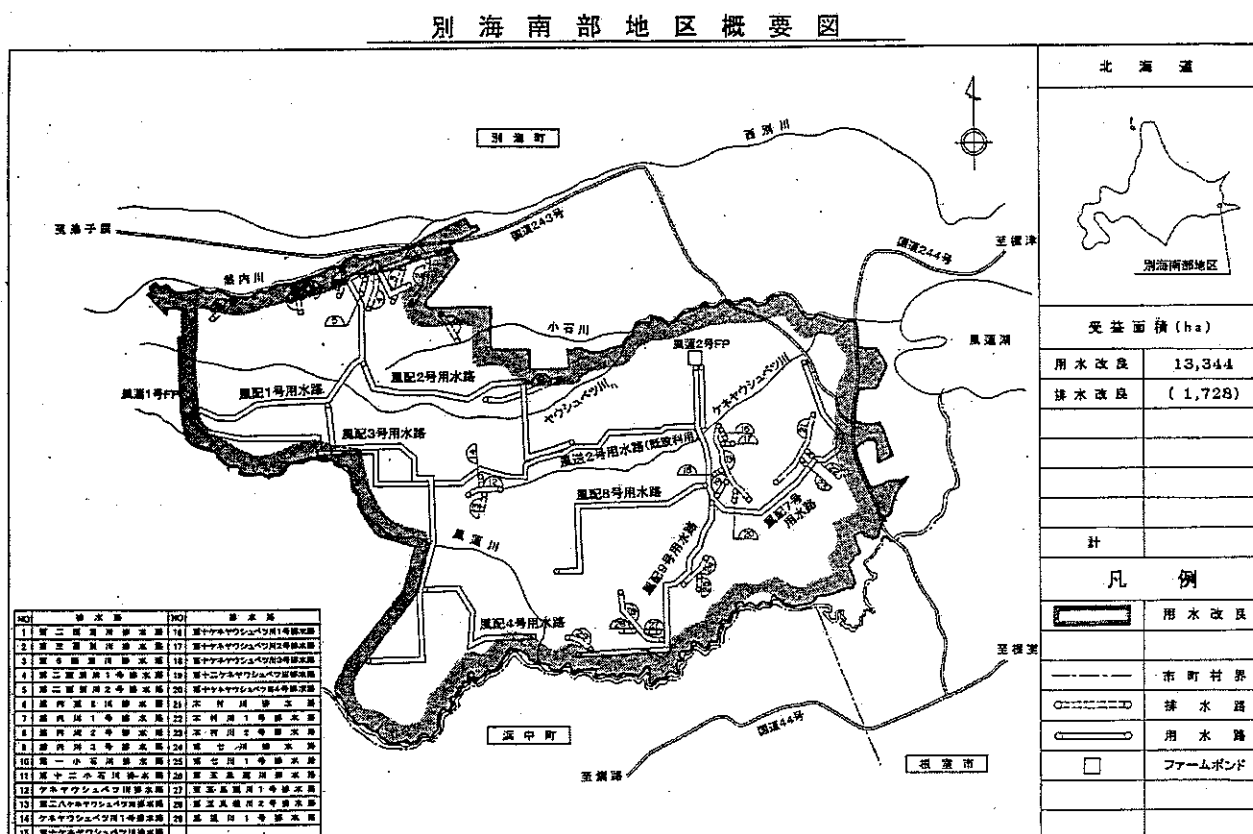
平成16年度中に土地改良法に基づく、土地改良事業計画の概要の公告等の手続きが開始される予定。

平成 16 年 3 月

「別海町国営環境保全型かんがい排水事業促進期成会（平成13年5月17日設立）」において、平成17年度新規着工要望することを決議。

農村振興局

1. 受益面積	1 3, 3 4 4 ha		
2. 受益者数	1 9 5 人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	用 水 路	1 1 7. 8 k m	1 8, 9 0 5 百万円
	排 水 路	3 4. 9 k m	5, 0 9 5 百万円
4. 国営総事業費	2 4, 0 0 0 百万円		



平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：別海^{べつかいなんぶ}南部地区）

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 （効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。 （公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

平成17年度新規地区採択チェックリスト（国営かんがい排水事業）

（局名：北海道開発局）（地区名：別海南部地区^{べつかいなんぶ}）

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項 （有効性）	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☐ ☐ ☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。 ⑥地元の事業推進体制が整備されている。 ⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 ⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 ⑨関連する他事業との調整が図られている。 ⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。